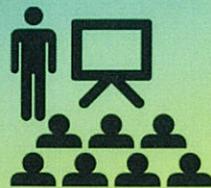


令和8年度募集

障害者児福祉 基金を活用した 研修等に対する 助成金



助成金を活用してできること

- 懇親会や交流会、お楽しみ行事等
- 各種研修や啓発活動等

申込団体により条件が異なりますので、詳細内容等につきましては、募集要項をご確認ください。

豊中市域において障害者児福祉の向上に寄与することを目的とした研修会、行事、啓発活動等の実施者に対し、豊中市社会福祉協議会へ頂いた寄付金の範囲内で必要な資金を助成する仕組みがあります。

助成金の詳細は、窓口等にある「障害者児福祉基金を活用した研修等に対する助成金募集要項」をご確認ください。

助成金活用者の声

「親なき後の準備～お金の問題」というテーマで研修会を開催しました。

会費を使っただけの活動ではなかなかできづらい、講師を招いての研修が、この助成金を使うことで実現し、大盛況に終わりました。



費用問題を解消

研修を開催する為に必要な講師謝礼の捻出に頭を悩ませていませんか？
この助成金によりそのお手伝いができます。



楽しい行事にも活用可能です

水族館・プラネタリウム・一泊旅行等行事の費用に活用が可能ですので、活動可能な範囲が広がります。



研修会・講演会の開催

研修会・講演会等の開催費用を助成します。

助成金額：50,000円以内年2回募集
(申請は1次・2次募集どちらか片方のみ)

1次募集

申込期間：令和8年4月1日～5月31日 実施期間：令和8年9月1日～令和9年3月31日

2次募集

申込期間：令和8年10月1日～11月30日 実施期間：令和9年4月1日～8月31日

対象

当事者団体・家族の会等、各種行事等の実行委員会・連絡会

その他

助成金の可否については、障害者児福祉基金運営委員会の審査を経て決定されます

資料請求・問い合わせ先

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 総務係 障害者児福祉基金事務局

住所 豊中市中桜塚2-29-31 地域共生センター東館2階

電話 06-6841-9393

FAX 06-6848-1005

令和8年度 障害者児福祉基金を活用した 研修等に対する助成金募集要項

1. 目的

豊中市社会福祉協議会（市社協）では、豊中市域において障害者児福祉の向上に寄与することを目的とした研修会、行事、啓発活動（以下、「研修等」とする）の実施者に対し、市社協が設置する基金の範囲内で必要な助成を行い、もって当事者団体や家族の会等の活動の充実と障害者児の福祉の向上をはかることを目的とする。

2. 募集期間

1次募集：令和8年4月1日～令和8年5月31日

（実施期間：令和8年9月1日～令和9年3月31日）

※審査決定は7月中の予定です。

審査決定後請求書をご提出いただき、助成は8月頃を予定しています。

2次募集：令和8年10月1日～令和8年11月30日

（実施期間：令和9年4月1日～令和9年8月31日）

※審査決定は令和9年1月中の予定です。

審査決定後請求書をご提出いただき、助成は令和9年2月頃を予定しています。

<申込は、1次・2次のどちらか片方のみです>

3. 対象者（実施者）

豊中市内に主たる事務所を置く障害者児に関わる以下の団体

1. 当事者団体・家族の会等

（設立から3年以上経過し、規則や会則を備えている任意団体。）

2. 各種行事等の実行委員会・各種連絡会等

（同一法人のみで組織されていないこと。）

4. 助成金額

申請1件あたり 50,000円（上限）

（同一年度内研修等を1回のみ助成します。分割での申込みはできません。）

※参考 年間助成上限 500,000円

5. 助成金について

実施者	実施者	備考
当事者団体・ 家族の会	行事等	会や団体の活動充実に資するもの （懇親会や交流会、余暇活動も含まれます）
	研修会	障害者児に関わる内容や、今後の生活に関係があること等
	啓発活動	障害者児に関わる内容について啓発を行うもの
実行委員会・ 連絡会等	研修会	障害者児に関わる内容であること
	行事等・ 啓発活動	障害者児に関わる内容で、広く参加について周知を行うもの

以下の点にご注意ください

- ・研修講師謝礼金については、実施者と同じ団体・法人の職員・関係者ではない外部講師に支払うもののみが対象となります。
- ・当該研修等にかかる費用及び開催するにあたり必要となる事前会議等にかかる費用が対象となります。
- ・飲食費については、飲物代程度です。

＜対象とならないもの＞

- ・営利を目的としているもの
- ・他の助成を受けているもの
- ・政治活動や宗教活動となりうるもの

6. 申込みについて

【提出書類】

- ・障害者児福祉基金を活用した研修等に対する助成金交付申込書（様式第1号）
- ・研修等実施計画書（様式第2号）

【添付書類】

- ・会の運営にあたり定められた規則や会則（当事者団体・家族の会等の場合）
- ・活動状況が詳細にわかる資料（広報・チラシ・パンフレット等）
- ・助成申込内容の詳細がわかる資料（チラシ・パンフレット等）※必要に応じて

7. その他注意事項等

○助成金は、その目的以外に使用してはなりません。

○審査決定前に購入した備品や要した費用につきましては、対象となりません。

○助成可否の審査については、障害者児福祉基金運営委員会にて行います。

○申込の総額が当会で定めた予算を上回った場合、助成金額を減額する場合があります。

○研修等を中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめご連絡ください。

○申込については、1次募集・2次募集のどちらか片方のみとなります。

○研修等の結果報告については、研修等の完了後 30 日以内若しくは当該年度の翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日となります。

8. お問い合わせ

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会

総務係 障害者児福祉基金事務局

住所 豊中市中桜塚 2-29-31 地域共生センター東館 2 階

電話 06-6841-9393 FAX 06-6848-1005

e-mail soumu@toyonaka-shakyo.or.jp

この事業は当会にいただいたご寄付を財源に助成を行います。
寄付者の思いや助成金の目的をご理解いただき、ご検討ください。
助成後も豊中市域においての障害者児福祉の向上にご協力をお願いいたします。

<記入例>

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 会長様

所在地
名称
代表者氏名

(印)

自署の場合押印不要。
様式第3号・様式第4
号も同様です。

助成金交付申込書

障害者児福祉基金を活用した研修等に対する助成金交付要綱第7条の規定により助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込します。

1. 募集年度 令和 ○ 年度分
2. 名称 ADHD に対する理解を深める研修会
3. 事業費総額 金 80,000 円
4. 助成金交付申込額 金 50,000 円

1. 事業費総額

その研修等にかかる総事業費をご記入ください。
(様式第2号)の合計と同じになります。

2. 助成金申込額

助成金の申込額をご記入ください。
5万円が上限となります。

		収入の部	金額	内訳・算出根拠（単価・人数等） ※審査の対象となりますので、可能な限り詳細に記入ください。
(6) 助成対象となる収支予算	収支予算（収入合計と支出合計を一致させる）	1.助成金交付申込額 (様式1申込額と一致させる)	円	
		2.参加費	円	
		3.実施者負担金	円	
			円	
			円	
			円	
		収入合計 (様式1事業費総額、支出合計と一致)	円	
		支出の部		
		1.講師謝礼金	円	
		2.旅費・交通費	円	
		3.会場費	円	
		4.印刷代	円	
		5.消耗品費	円	
		6.通信費	円	
		7.飲食費	円	
		8.各種入場料	円	
			円	
			円	
	円			
支出合計 (様式1事業費総額、収入合計と一致)	円			

個人情報、当会にて適切に管理し、本助成金以外での利用はいたしません。

必要事項が記載されていれば独自の書式で構いませんが、各項目について条件が異なる為、適正に記載してください。